

## 中世初期高野山領官省符庄における

### 庄園法の形成

市川 訓敏

かつて牧健二博士は、「初期武家法に於ける所領没収の制度」なる論考で、中世武家法が、わが国における刑罰体系のなかでも、正刑としての財産刑優位の法体系であることを指摘され、中世法における所領没収刑の盛行という現象の諸原因を追求されたのであるが、その際、かかる所領没収刑の先駆的形態として、紀伊国高野山領官省符庄における庄例を紹介されたのであった。<sup>(1)</sup> 本稿は、この官省符庄の庄例をめぐって展開された、在地における種々の動向、とりわけ、積極的な対応を示した「住人」層に注目して、庄園法形成過程の考察をこころみたものである。庄園法が次第に「往古例」、「常例」として固定され、確立されるに至るには、これら「住人」層の果たした役割が極めて大きかったと思えるからである。さいわい成立期官省符庄に関しては、既に、それぞれ観点は異なるが、上横手雅敬氏をはじめとして、木村茂光氏、田中文英氏等による、詳細にして精力的な研究がなされており、本稿はもとよりこれら先学の業績に負うところが<sup>(2)</sup>大である。

高野山領膝下庄園のなかでも寺領の中心と称された金剛峯寺領官省符庄は、十一世紀の中頃、永承四年(一〇四九)に、太政官符によって不輸入を認められ、ここに寺領としての官省符庄の成立をみたのであるが、その境域は嵯峨谷を西の境とし、東は東谷、北は葛城山の分水嶺、南は紀ノ川にかこまれた地域であった。しかしながら現作田は、長社村、大野村に、わずかに二十五町余しかなく、その大部分は荒野によって占められていたのである。<sup>3)</sup>高野山の寺田は、もともと貞観十八年(八七六)田租を勅免された、紀伊国四郡に散在する三十八町の水陸田があるにすぎなかったが、治安三年(一〇二三)・永承三年(一〇四八)の二度にわたる、藤原道長・頼通親子の政所河北・河南の施入に力を得て、先の水陸田と相博して、政所前田并荒野の承認を求めたのであった。その後康平六年(一〇六三)には紀伊国司藤原重経によって、万灯会料所を収公した代償として、官省符庄の西隣の揖里村、大谷村の領有が認められ、<sup>4)</sup>後に下方と呼ばれるに至った。さらに紀ノ川南岸の、空海が常住の場としていた、由緒の深い所に置かれた政所付近の里内も官省符庄に編入されて河南と称され、最初官符によって定められた河北と併せて、広大な境域をもつ庄園となったのである。もとより指定された地域内は、大部分が荒野であったことからしても、高野山自身が独自に庄園経営を追求しなければならなかったのであるが、その過程において、官省符庄の成立からほぼ四十年を経た寛治年中(一〇八七—一〇九三)に、坂上経澄なるものが、寺家所司行賢を殺害し、それがため庄内から追却され、庄内の所領田畠八十余町を、寺家政所によって没収されるという事件が起こるのである。<sup>5)</sup>庄内で八十余町の所領を有していたことからしても、経澄がこの地方の有力土豪であったことを知りうるが、経澄の祖父にあたる坂上晴澄は、前国司

平惟時の郎等として勢力をふるっていたのであり、「伊都住人」と呼ばれる紀清任が晴澄のもとへ来着して家人となり、以来三代にわたって坂上氏の家人であったことに象徴されるように、かれらを自己の支配下におき、中世的な在地領主へ向っていたと考えられるのである。坂上氏は、とくに伊都郡、那賀郡を中心に、この地方に古くから蟠踞している一族であり、郡司・刀禰・追捕使等の肩書をもつものや、従六位の位、宿禰の姓をもつものを見出ださう、いわゆる「郡司的土豪」層であった。

さて、経澄の追放後、その没収田畠は「要人」に宛行われたのであるが、十二世紀初頭、鳥羽僧正が長者たる時に、経澄は安楽房円深阿闍梨を通じて所領田畠の返還をはかっている。安楽房円深は、第十代執行興胤、第十一代執行校校維範の預として、この時期に次第に発言力を強めていったものと思えるが、経澄はかかる人物とのいわゆる「強縁」に依存して返還をせまったのである。しかしながらそれは寺家庄内の抵抗にあり、円深自身も「大衆議定」によって山上を追放されるという結果におわった。

その後永久年間(一一三一—一一七)にも、ほぼ同様の事件が発生する。すなわち、長行任の私宅を出た、その子僧範勝が政所前にて寺家所司良快を殺害せんとして刃傷に及んだのである。しかしながら良快はこれを捕へ、寺家の例に任せて追却したのであった。しかも長行任に対しても縁座を適用して同様に追放し、没収した所領田畠を請料をとって「要人」に宛行ったのである。長氏もまた、那賀・名草両郡を中心に武士団を形成してきた有力土豪として、坂上一族に比しうる存在であった。同族と思われるが、伊都郡の郡司代を勤めているものもあり、また那賀郡神野・真国両庄の開発領主の子孫で、これを藤原成通に寄進した長依友も、その一族であったと考えられる。

ところでこの長氏の所領没収、庄内追却以降、約半世紀にわたって、長氏の子孫による所領返還請求が執拗に行な

われ、それに対する「要人」——住人層の徹底した抵抗運動が展開されるのである。まず天治二年（一一二五）、長者が寛助から勝寛に遷替するや、行任の孫良寛は、経円・永誉等の僧を頼って田島の返給を訴えたのである。これに対して住人は解状を提出し、盗犯殺害に対しては追放刑を科し、その没収田島を要人に宛行うことは「当官省符之例」であること、寺家政所前で謀反を発したがゆえに、先例によって庄内追却、所領没収の制裁を科せられたのであるとして、さらに次のように主張したのであった。すなわち、「然近来依<sub>二</sub>経円・永誉等<sub>一</sub>田島返給、令<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>請地返之<sub>一</sub>由申云々、是各随<sub>レ</sub>分尽<sub>二</sub>資財、為<sub>レ</sub>永代所<sub>二</sub>請申<sub>一</sub>田島、無<sub>レ</sub>由被<sub>レ</sub>返取、愁中愁也、（中略）然間田島返給、庄内居住住者、為<sub>二</sub>良快<sub>一</sub>尤多<sub>レ</sub>畏、加之為<sub>二</sub>傍輩所司等<sub>一</sub>大愁也」と述べ、また、「然如此返給者、彼田島請人御庄内多<sub>二</sub>其数<sub>一</sub>、誰人不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>訴哉<sub>一</sub>」と強調したのである。<sup>(13)</sup>住人として署名している者は、後年に再び提出された解状に署名している者とはほぼ同一の人々であり、人数も一定していることからしても、かれらが官省符庄を構成する民衆の中心的な社会層であったことを示唆するものであるが、それと共にかれらが庄内の数多くの「田島請人」並びに「傍輩所司等」と結束し、かつ指導的な役割を果たしていたことが窺えるのである。そしてかれらの訴えに対して、三綱を含む所司等が証判を加え、山上の裁決によって、良寛の意図はひとまず阻止されたのであった。しかしながら大治四年（一一二九）にも良寛は訴をなし、住人が長者勝寛の外題を得て田島領知を承認されると、その後信証の代に良寛はさらに画策して、行任の所領田島を領知せよとの長者外題を獲得することに成功した。これに対して住人らが重ねて由緒を陳申ししたがため、あらためて住人らに宛文が与へられたのであるが、久安元年（一一四五）寛信が長者に任ずるや、良寛の弟良仁は、「究竟強縁」に訴えることによって「御判」を賜るに至った。そのため住人は、久安三年（一一四七）、良仁の「無道之訴」を停止されんことを請求して解状を提出し、<sup>(15)</sup>あるいは勘状を進めたが、実現せぬまま長者が寛遍に変

り、仁平二年(一一五二)に至って、かつて要人のひとりとして没収田畠の領知を認められた坂上行澄の子坂上真澄を中心とした任人らは、さらに代々長者の判状、傍例日記等を副えて訴えるにおよび、所司等もまた、「如此犯過之輩、田地訴返之条、為御庄所司任人惣山上山下一大訴也、於自今以後二者、同心永以可<sub>レ</sub>停止」として判を加へ、ついに良仁の妨げは否認されたのであった。<sup>(16)</sup>そしてこれをもって長氏の返還運動は終結するに至ったと考えられる。

以上、所領没収以降の動向をみてきたのであるが、良寛・良仁らの返還請求の根拠としては、行任をも縁座によって処罰することの不当性を主張し、それによってさらに、「祖父行任之<sub>レ</sub>処分<sub>(17)</sub>」ありと称しておこなわれてきたのであるが、なによりも重要なのは、「依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>本主、可<sub>レ</sub>返給<sub>一</sub>之由<sub>(18)</sub>」と訴えている点である。しかしながら右の本主権は、中世武家法上の本主権とは考察すべきでない。というのは周知のごとく鎌倉武家法における強力な本主権は、現実的具体的占有をとともなうものであり、例えば犯過人の子孫やその一族に犯過人の闕所地が給与される可能性が大であったという事実もある。官省符庄の場合、一般に本主権そのものに対して否定的な態度をとることが多かったのであるが、それを逆説的に思考した任人坂上真澄自身は、「若件地給<sub>二</sub>良仁<sub>一</sub>者、経澄等田畠争<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>領知<sub>一</sub>乎」と述べて、過去の本主権に基づき長氏の領知を認めるならば、同じく坂上経澄等が本主であった没収跡地も、子孫たるわれわれに宛行われるべきではないかとして、高野山を激しく非難したのである。かかる非難には現実の占有の事実を権利と合体して考察する武家法的領知権の主張がみとめられるのである。いうまでもなく鎌倉武家法にあっては、式目第七条にみえるように、たとえ本主であっても、既に闕所地が他の人に宛行われている場合には、その人物に罪科のないかぎり本主への給与を認めていないのであって、官省符庄の任人らも、むしろその点を、つまり、庄内要人に宛行われた以上もはや動かしえないと主張したと考えられるのである。かれらの要求を、耕作権擁護のための農民的な発想として一

義的にとらえることには問題がある。それはともかくとしても、長氏の返還請求が半世紀あまりも執拗に展開され、一時的にもせよ良寛・良仁の時にいたって、それが功を奏した背景には、寺社領庄園の現実的な占有をとまなう本主権に対する否定的な考え方、あるいは家父長的、恣意的な裁量という伝統的考え方が存在したことを疑うことはできない。しかしながらさらに注目すべきことは、長氏の返還運動が、高野山金剛峯寺の頂点に位置する長者の遷替ごとに、有力僧侶との「強縁」によって行なわれていることである。坂上経澄の場合にも安樂房円深を通じて所領返還の企てがなされたのであり、田中文英氏も述べられているように、「長者・検校らがこうした動きを積極的に制止した形跡はないので」あった。何故返還請求に際して、かかる強縁的な人的關係に依存してゆく方向をとり、また何故それが可能なのかという問題については、さらに考察を深めねばならないが、田中氏自身はそれを、僧団への積極的な接近を通じて子弟の多くを上層の僧侶としてゆくような在地領主の存在形態、ならびに金剛峯寺の中枢部を構成した、長者・検校らを圍繞する「山上」の特定勢力のなかに、在地領主層を包摂しその領主権と利益を政治的に保証ないし再生産せしめるような権力組織が形成されていたからであると考えられた。<sup>19)</sup> 筆者はそのこと自体には異存はないが、それが、先例に従うという方向ではなしに、強縁的な人的關係に依存した動きをとるということの積極的根拠となるかという点に疑問を感じるのである。しかもその場合には、何故に在地領主層の本主権が保証され、確立してゆく方向をとらないのかという問題があらためて考察されねばならない。田中氏によれば、住人集團の反対運動が成功した背景には、多数の農民層の僧侶化が進行するなかで、大衆集團の組織と構成に、農民諸階層（筆者註―田中氏は官省符庄住人を上級農民として把握されている）の闘争や要求を自らの課題としてうけとめ反映するような階級的基盤が存在し、十一世紀末までには「大衆議定」の帰趨を規定するほどの勢力となっていたがため、住人集團の一連の反対運

動が、かかる「大衆議定」をよりどころとなしえたからであると理解されるのであるが、この時期の「大衆議定」の実体は未だ明確には把握しえないし、またそれは、金剛峯寺の権力組織のなかでの最終的決定機関として、検校をはじめとする山上勢力をも構成員とし、かれらを中軸にすえたものであるため、その「階級的」性格——近代的「階級」概念をストレートに中世社会に遡及せしめることには問題があるう——を明らかにすることは困難であるが、官省符庄の住人の動向が、最終的にはこの「大衆議定」をよりどころにしているという指摘はきわめて重要であると思える。

ところで、官省符庄におけるこれら一連の事件にいち早く注目され、すぐれた業績をあげられたのは上横手雅敬氏であった。著名な「武士団成立史の一齣」以降、くりかえしこの問題を追求され、のちに『日本中世政治史研究』第一章第一節にまとめられたのであるが、そこでの氏の中心的な問題関心は、鎌倉期の典型的武士たる地頭的領主の源流は、それ以前のどのような階層に求めることができるかということであり、上横手氏はそれを郡司的土豪層に見出だされ、これまでの、いわゆる田堵名主の上級農民から明瞭に区別して考えられたのである。この上横手説は、かつて大きな波紋をよびおこしたものであり、さらには上横手氏、永原慶二氏らによって主張されているごとく、中世社会における職の体系が、郡司職、郷司職等から次第に上下に広まってゆくことからしてもきわめて妥当な見解であると言えるだろう。しかしながら、かかる武士団の成長は、上横手氏によれば、坂上晴澄が前国司の郎等となつた如く、もしくは郡司・刀禰等々として、つまりは主として国衙との関係において可能となつたのであり、庄園制の成立によって、「一介の荘民たることをいさぎよしとせぬ土豪の庄園制への抵抗」のために、ことに高野山領官省符庄においてはかかる武士団は芽のうちにつみとられてしまい、同様に領主化の道を歩む庄園領主高野山の計画的な圧力のもとで敗北してしまつたと断じられたのである。このことからさらに上横手氏は、武士の発生はむしろ国衙領

においてなされたのであり、庄園制は本質的に、かれらの成長に対して阻止的に働くのであると力説される。すなわち庄園制は、その特質として、私領主の存在否定、土豪の村落支配の分断、庄官に対する抑圧をなし、国衙領においてこそ人間的な主従関係が存し、また公的政治的性格を保持しつづけるものとされるのである。従って庄園制支配のもとでは、土豪を排除し、庄園体制にいまだ脅威を与へるに至っていない均等規模の中・小百姓層のみによって庄内を構成せんと意図するのであり、「それとともに有力土豪の村落支配に代って、百姓の世界が生まれ、土豪を介せず、直接荘園領主に把握されるに至り」、そして「高野山による荘園支配の進行は、百姓の成長を古い枠でつなぎとめようとした土豪を没落させることによって、一種の開明をこの地にもたらしたともいえる」と結論されたのである。むしろ庄園領主高野山は、かかる中・小百姓のみによって庄内を構成せんとしたがために、没収跡地を庄内要人に宛行ったと考えられたのである。

上横手雅敬氏は、『日本中世政治史研究』においては、ほぼ以上のような見解を提起されたのであるが、その際氏が、最も重要な理論的根拠として考えられているのは、坂上経澄等の没収田畠を宛行われた「要人」なるものが、坂上氏や長氏の家人以下の人々（田堵名主層をも含めた）であったということにある。いうまでもなく没収跡地が果たしてどのような階層に宛行われたのであるかという問題こそ、これまでの論議において最も重要な問題であることに異論はなからう。まずここでは、跡地の給付が家人に対してなされたかどうかという点について考えてみたい。

坂上経澄が庄内を追却された、ほぼ同時期に、かれの三代の家人であった紀仲清なる人物によって、経澄の所領山前八多山等が押領されるといふ事件が発生する<sup>(2)</sup>。これについて上横手氏は、この係争地こそが没収田畠の一部であり、田畑を宛行われた要人のすくなくとも一部は、坂上氏のかつての家人であったとされ、高野山は坂上氏の武士団に楔



を打ち込み、家人層を離反させたのであると考察されたのである。

寛治三年(一〇八九)経澄は三谷□井郡内の裁を申請して、仲清の押領を訴えたのであるが、その所領山前八多山の相伝領知を保証したのは在地随近刀禰の二つの組織であった。ひとつは「郡内」と呼ばれる組織であり、僧頼元、郡司代長・紀、多武峯寺権郡那、金剛峯寺権郡那、従六位上多紀、従六位坂上、散位坂上宿禰の署名がみとめられ、他方は「三谷在地」として僧、神祝丹生、神主丹生、従六位坂上が署名をしているのである。これら在地刀禰層については木村茂光氏によるすぐれた分析があり、それぞれ郡内法、三谷在地法の法的主体として地域的組織を形成してきたものであった。<sup>(22)</sup> 従ってかれらの証言は、諸権益をめぐる紛争の解決に有力な効果をもたらしたものであったわけである。しかも在地刀禰の形成過程を綿密に調査された丹生谷哲一氏によれば、この時期の在地刀禰層のなかに数多くの庄官層が見受けられること、また十一世紀の特徴として郡司と刀禰との同質化が指摘しうるのであって、<sup>(23)</sup> 三谷在地や郡内の在地随近刀禰が坂上経澄とも、ほぼ同様の階層の在地領主層として、在地法の法的主体となりえたのであり、経澄を頂点とした強力なヒエラルヒーを持つ武士団を想定することは最初から困難であり——庄園領主へ強縁をもって依存してゆくという考え方を許容しない闘争集団たる性格を有するところに中世初期武士団の本質があるのであり——、従って同輩者間の結合に基づく政治団体であるがゆえに、在地法の担い手として登場しえたと考えられるのである。むしろ郡司的土豪と呼ばれるものは、かかる広範な地方名望家層をも含むものとして、たえずそこから産み出されるものとして考察すべきであって、郡司的土豪が個々のに、もしくは特定の家関係から現われるとは思えないのである。

ところで経澄の所領山前八多山は、官省符庄の庄例によって没収された所領であつたらうか。その点については、

木村茂光氏が、先の三谷在地並びに郡内に関する考察に際してなされた考証が参考となる。木村氏は、「まず、問題の山地の所在地であるが、解状では『山前山地』、『山前八多山地等』といわれ、四至の中には『限西御多良井谷、但天野登道』、『限北大川』とある。また、解状の最後に証判を加えている在地随近刀禰等の中には『三谷在地』とも見えている。天野登道とは、この地一帯の地主神丹生都比売命を祀る天野社への登道のことであり、大川はこの地方を東から西へ貫通する紀ノ川のことである。これらのことと、山前・三谷などという地名から判断して、この山地が現在の伊都郡かつらぎ町に存する『山崎』、『三谷』を中心とした紀ノ川南岸の山地であることはほぼ間違いない」とされて、さらに山前の地が天野社領であり、丹生氏領掌の地御榊山と坂上氏領掌の地山前八多山地は、御手洗谷<sup>II</sup>御多良井谷をはさんで互いに接し合っており、坂上氏は天野氏長者、丹生氏は丹生大明神総神主の地位を占めつつ、それぞれ分割領有されたところの天野社領であると指示されたのである<sup>24</sup>。天野社もまた、究極的には高野検校の統制下にあるとはいえ、それがストレートに官省符庄の問題と結びつかないことは言うまでもない。しかも高野検校の代行者たる金剛峯寺山上預が、「依ニ公驗理明白」りて、経澄の主張を認め、仲清の押領を取り消しているのであって、もしも紀仲清に跡地を給し、坂上氏の武士団からの離反を謀ったとすれば、何故高野山は経澄の訴えを承認したのかわからなくなるのである。また先の長氏による返還請求に対して、要人に給付した以上、跡地はもはや動かしえないとする住人らの主張を、山上政所自身が肯定していることから考えれば、そして仲清もまたこれら住人と同様の階層にあり、同様の立場にあるとすれば、仲清は自身に宛行われた没収跡地の不動性を主張しえたはずであるし、高野山もまたそれを黙視しえなかったであろうと思えるのである。むしろ、たとえ坂上経澄が犯過人であったとしても、庄外の所領に対しては金剛峯寺もそれを認めざるを得なかったと解するのが妥当であり、紀仲清は、まさに押領を謀っ

たがために直ちに取消されたのであると理解できるのである。要するに、坂上氏の家人に没収地の一部が宛行われたとは考えられないのであって、あらためてどのような階層に宛行われたのであるかを考察しなければならぬ。

二

長行任等の所領田畠を宛行われたのは、「田畠請人御庄内多<sub>三</sub>其数」とあるように、長氏の返還運動に積極的に対決していった「住人等」だけではなかったことをうかがわせるが、それが一般農民をも含んでいたのかどうかという点に関しては明らかにすることができない。また、それぞれの解状に名を連ねているほぼ十名前後の住人の多くも、どのような身分状況もしくは階層にある者なのかを知ることが困難である。天治二年(一一二五)、大治四年(一一二九)の解状のいずれにも署名しているのは、大中臣武安、物部守延、坂上時澄、坂上行澄、権都<sub>・</sub>那<sub>・</sub>法師僧維賢、権寺<sub>・</sub>主<sub>・</sub>法師僧尋禪、上座<sub>・</sub>大<sub>・</sub>法師僧良快、僧勢心である。そのうち、被害者たる良快をも含め、三綱に準ずる身分にある者が三名も見出だされることは注目してよいと思う。もっとも、三綱といっても、田中氏の指摘にあるように、かれらは山下政所の所司であり、金剛峯寺の権力組織の頂点に位置するものではなかった。<sup>(26)</sup>とはいえ、かれらに関して、特権的上級農民を権力組織の末端に編成したにすぎないと評価することには疑問を感ずるのである。政所所司は、山上免、在家などを給付され、<sup>(26)</sup>庄園経営をはじめとする多様な実務の任務を課せられていた。<sup>(27)</sup>後の史料になるが、三綱の署名する「金剛峯寺所司等申文」によると、<sup>(28)</sup>かれらは高野山全体の意思を表明して、各庄園における造内裏課役の免除を請求しているのであって、このことはかれらが庄園管理、経営の實質的な担い手であったことを示しているといえよう。またそうであるがゆえに、坂上経澄や長氏のような在地土豪が、寺家所司に対決せざるを得なかったの

であり、かれらの家人クラスの人々を、高野山権力組織の末端に編成したことに由来するとは思えないのである。鎌倉期に数多く出現する庄官請文<sup>(29)</sup>に、「寺僧領」への庄官の介入を禁止し、「寺僧」への非礼を規制する規定が見られるが、さきの政所所司もまた、かかる「寺僧」の構成員として、すくなくとも庄官層か、もしくはそれ以上の地位にあった者と解しうるのである。

また「住人」のひとりとして、これら三綱とともに署名している坂上時澄に関しても、単なる上級農民層として把握しえないと言うことができる。時澄は法名を法蓮といい、官省符庄内の揖里村を拠点として勢力を蓄えていたらしく、「揖里入道殿時澄」と呼称されていた。また久安五年(一一四九)に、大野村にある相伝私領たる荒野を大宝房珍円上座に処分していることから推測される如く、時澄は他にも私領を有していたと考えられる存在であった<sup>(30)</sup>。さらにかれば、十二世紀後半に激化してくる覚鑊の率いる大伝法院との抗争のなかでは、金剛峯寺方に属して武力を担っていたのであり、保延五年(一一三九)に出された「鳥羽上皇院庁下文」<sup>(31)</sup>によると、時澄は琳賢、兼賢、宗賢らとともに、「各結凶党」ぶ「群類」として非難されているのであるが、この三名の僧はいずれも後に檢校執行に任ぜられることになる高僧であり、大伝法院との確執での金剛峯寺側の主力であった<sup>(32)</sup>。しかもその勢力の頂点に位置する檢校良禪は、任尊、明算に仕え、さきの琳賢、兼賢等の上足として、この時期の高野山を掌握していたのであるが、良禪の俗姓は坂上氏であり、明算、琳賢と同邑の那賀郡神崎の産であった<sup>(33)</sup>。良禪と坂上時澄とが、はたして同族であったかどうかは知る術はないが、「群類」として共同して闘っていることからしても、密接な関係を保っていたと考えうるのである。

また同じく「住人」として署名している坂上行澄・真澄親子についても、すでにふれたように、長氏一族への没収

田島の返還請求に対して、もしそれが承認されるならば、経澄の所領田島もまた、われわれが領知してよいはずではないかという論理を用いて対抗している点からいっても、かれらが坂上経澄の子孫であることを疑うことはできないのである。

ほぼ以上の考察によって、在地土豪から上級農民層への勢力交替がおこなわれたのではなかったということが確認されるのである。そのことはまた、没収跡地の給付が家人層ではなく、むしろ同じ階層のものに対してなされたことを意味するのであり、庄園領主高野山が在地領主の支配を脱しようとする家人層の権力関心を利用しつつ、在地領主層の没落を謀ったとは考えることができない。上横手雅敬氏は、例えば元暦二年(一一八五)の「金剛峯寺下政所三方百姓等起請文」<sup>(35)</sup>にみえる三百名近い百姓の存在を指摘され、官省符庄はこれら百姓によって占められ、かつての住人集団もまたそこへ吸収されていったことを示唆されたのであるが、直接耕作者とみなしうるこれらの人々に、さきの住人層をも含めることができることは考えられないのである。この史料に関して、関口恒雄氏が、「これは『田堵等解』『荘官住人等解』など二、三人から八、九人までの署名をもつものとは、構造を異にしていると考えられる。『百姓等』の出現はおそらく、内乱期に在地領主の階級的結集が飛躍的にすすみ、百姓等との身分上の分離がはっきりしてきた結果だと思われる。」<sup>(36)</sup>と述べられているのは、首肯しうる見解であるといえよう。

ところでさきに述べたように、没収田島は、「召請料、被充行於要人、永傳子孫、不朽所領知」であった。また坂上真澄の解には「田堵等」としてかれらが現われてきているのを知ることができる。とすれば、これらの住人層を庄田請作人Ⅱ田堵と解することは、一般的には妥当であるように思われるのである。<sup>(37)</sup>しかしながらそのことは、ただちにかれらを上級農民層として規定することには結びつかないのである。それは例えば次の史料からも推測

することができらるだろう。

#### 下 相賀御庄田堵等所

可下早以坂上豊澄用中下司上事

右、件所者、弊身自<sub>(マ)</sub>故奥陸守女子藤原氏之手、相<sub>(ニ)</sub>具本公驗并調度文書、所<sub>(ニ)</sub>傳得<sub>(ニ)</sub>之領地也、仍奉<sub>(レ)</sub>寄<sub>(ニ)</sub>御願寺密  
敵院<sub>(ニ)</sub>之処、既立<sub>(ニ)</sub>券御庄領、被<sub>(レ)</sub>堺<sub>(ニ)</sub>四至、打<sub>(ニ)</sub>勝示<sub>(ニ)</sub>畢、而豊澄先祖相傳、依<sub>(レ)</sub>為<sub>(ニ)</sub>彼本主<sub>(ニ)</sub>之田堵、家人多開<sub>(ニ)</sub>發件  
本公驗四至内之田畠領作年尚矣、仍豊澄以<sub>(ニ)</sub>件所領<sub>(ニ)</sub>相<sub>(ニ)</sub>副調度文書等、限<sub>(ニ)</sub>永代<sub>(ニ)</sub>讓<sub>(ニ)</sub>与<sub>(ニ)</sub>弊身<sub>(ニ)</sub>畢者、所<sub>(レ)</sub>令<sub>(レ)</sub>補<sub>(ニ)</sub>下  
司職<sub>(ニ)</sub>也、但於<sub>(ニ)</sub>件本公驗等<sub>(ニ)</sub>者、至<sub>(ニ)</sub>于豊澄子々孫々<sub>(ニ)</sub>為<sub>(ニ)</sub>全下司職、無<sub>(ニ)</sub>相違<sub>(ニ)</sub>返<sub>(ニ)</sub>豊澄<sub>(ニ)</sub>訖、任人等宜承知、依<sub>(レ)</sub>件  
用<sub>(レ)</sub>之、不<sub>(レ)</sub>可<sub>(ニ)</sub>違失<sub>(ニ)</sub>、故下、

この長承元年(一一三二)の「覚鑿下文案」<sup>(38)</sup>によれば、ほぼ以下のようなことが指摘しうる。すなわち、坂上経澄の孫である豊澄は、陸奥守女子の田堵として、自己の家人層を駆使して田畠を開発し、久しく領作していたのであるが、高野山密敵院領となるや、覚鑿に寄進することによって下司職を留保され、その世襲を承認されたのである。そしてここで記されている「田堵」とは、言うまでもなく豊澄自身を指しているのであって、豊澄の家人を示しているわけではないのである。私見によれば、むしろこれらの家人層こそ、先の上横手氏が提起された坂上重方の「宅垣内」に「屋」を与へられて居住している隸屬的な従者に該当するのではないかと考えられる。しかも宛書での「田堵等」は、本文にあっては「任人等」と記されている点に注目するを要する。坂上豊澄の下司職補任に関して、田堵等

(住人等)に宛てて承知せしめていたのであって、そのことは田堵等が単なる農民層—家人層ではなくして、伊都郡相賀御庄の在地における中枢の位置を占めていることを物語っているのである。むしろ豊澄と同輩の關係にあるがために田堵等の所へ宛てたと解すべきであろう。というのも永治二年(一一四二)、密厳院政所は相賀庄河北住人等(田堵住人等)に宛てて、河内親正なる人物を河北下司職に補任することを承知せしめているように、下司職それ自身も坂上氏一族に限定されずに補任されてゆくのであり、かえって住人層自体がたえずかような下司等を産み出してゆく基盤となっていると考えられるからである。従って「下司并田堵等」<sup>(40)</sup>と記されているごとく、これらの階層には相重なる側面がみとめられるのであり、いわゆる郡司的土豪層もまた広範な階層を含むものとして考慮すべきではないかと思えるのである。

田堵に関しては既に先学によって、荒廢田畠等の開發をなし、また従類などを従え、それらを通じて領主化しようとする大名田堵の存在や、下級官人の系譜を引くものが多いといったことが指摘されてきているが、田堵と在地刀禰との關係を問題にされたのは秋宗康子氏であった。<sup>(41)</sup>氏は十一世紀後半に活発な動きを示している、著名な伊勢国東寺領川合庄田堵荒木田延能、延明に典型的にみられる如く、田堵身分であると同時に刀禰でもあり、また伊勢神宮の下級神官でもあるような存在形態ならびにこれら大名田堵的な在地有力者の共同組織に着目されて、そこに共同体的役割をも果たす地方的政治組織の形成をみようとしたのである。しかして本来公郷の秩序維持をその任務とした刀禰が、何故に荘田田堵化するのかという点をさらに追求された奥野中彦氏は、庄園経営を庄田請作方式によって軌道にのせようと意図する庄園領主と、庄田田堵化を通じてさらに領主化をはかろうとする在地刀禰層との結びつきのなかに解決を求められたのである。<sup>(42)</sup>この問題はなお検討することを要するが、とくに秋宗氏が次のように述べられていること

は重要である。すなわち、「寛弘七年に伊勢国二見郷廿三条二見里を開発せんとした石部千吉は、該地が実際に荒野であることを証する署判を二見郷の刀禰に請い、やはり二見郷浜大浦を開かんとした僧長恵は、該地は先に刀禰福時が開墾を申請した土地であったが成功しなかったため、改めて自分に開墾するのを許してほしいと述べ刀禰及び同地の地主高宮御塩焼物忌從七位服連兼村が加署している。更に永保二年二月正月廿日永作手田宛行状によると、刀禰四名及び預が僧知増に荒田畠を充行つて開発せしめ、永作手を許した例があることよりして、地域的にも限定された村落内部の荒野開発を管理する任務は刀禰達の手に握られていたと考え得る。」<sup>(43)</sup>とされたのである。とすれば在地刀禰自身が開発にたずさわり、開発領主化しうる根拠がそこにあり、このことからさらに庄田田堵化して開発を進めてゆくことが容易であったのではないかと考えられるのである。

これまで考察してきたところによれば、田堵、刀禰、あるいは郡司と称される人々は、必ずしも対立的な、相離れた階層であるとはいえず、むしろ相重なる側面を示すものであったが、このことは官省符庄住人と坂上経澄等についてもあてはまると思えるのである。かれら住人は没収田畠を宛行われたのであるが、それは永代にわたり「領知」しうるものであった。「領知」権の具体的内容は明らかではないにせよ、その言葉が示す如く、現実的な土地支配を行っていたのであり、庄内に屋敷地をかまえ、私領田畠を領有している私領主的な存在であったと考えることができるのである。かつて黒田俊雄氏は、中世村落共同体の形成に、「田堵等」「住人等」「百姓等」と称する人々の主体的な活動がはずかたて力のこと指摘され、かれらを荘司、とくに下司等を中心とした在地小武士団であると把握され、かつ「村落共同体の形成の具体的な行動の担い手として在地領主が登場せざるをえない」ことを力説されたのであるが、<sup>(44)</sup>高野山官省符庄のもとにおいても、<sup>(44)</sup>解状に署名している坂上時澄等を中心とする在地武士団の広範な



展開がみられたと解してよからう。従って庄園領主高野山は、坂上氏や長氏の家人層にその没収田畠を給付したのではなく、かれらと同輩にあたる人々に宛行つたのであり、郡司的土豪層と呼ばれる階層が相当の幅をもちつ、庄園制下においても維持されていったのである。

さてこれまで述べたことを前提として、あらためてさきの官省符庄の庄例をめぐる抗争をみてみよう。

坂上氏、長氏が種々の縁故をたよって庄内に返り咲こうとしていることに対して、長者、檢校らが何ら積極的な制止を加えていないことにまず注目する必要がある。このことを金剛峯寺教団内部の政治的社会的諸矛盾の反映とみる前に、このような形態が、類型としては何を意味しているのかを考えるべきであろう。罪科によって追放された坂上氏らが、たとえ長者の遷替の時期を巧妙に利用したとはいへ、再び復活しようとすることを阻止しえなかったということは、先例の遵守という原則がまだ確立されていないことを意味している。かれらが金剛峯寺政所の裁決を否認し、先例を拒否せんとしたことは言うまでもないことであるが、かかる利害関心にもとづいてかれらは、家父長的、恣意的な恩給関係を成立させようとし、また金剛峯寺内にもそれを肯定していこうとする動向がみられたのである。

しかしながらこれに対して、先例の遵守という原則を保持してゆこうとする社会層の台頭をみとめることが出来るのである。そしてかれらの先例への固執こそが、庄園領主側をも規制し、拘束してゆくところの法の形成、先例の確立にあずかって力があつたと考えられるのである。坂上氏らが強縁的に庄園領主側と結びついてゆき、かつ恣意的な恩給関係を成立させんとするのに対し、坂上氏らと同一の階層にあるとみなしうるこれらの社会層が、むしろ横の連携関係を形成しつつ、地域的政治的組織をつくってゆき、いふなれば実質的な庄園法の担い手となり、家父長的、恣

意的な恩給關係を打倒してゆくところに、この官省符庄の一連の事件の性格をみてとることができるのである。上横手氏は庄園制支配のもとでは、郡司的土豪の敗北という結果に至らざるを得ないと結論されたが、律令体制（公家法的意味の）を強くうけついでいると考えられる寺領庄園においても、郡司的土豪に等しい階層、すくなくとも坂上氏や長氏に比しうる社会層が大きな影響力をもっていたと考えられるのである。

ところで、官省符庄におけるこれらの任人に注目されて、すぐれた分析をなされた木村茂光氏もまた、かれらを単なる上層農民とはみなされなかった。氏は、河音能平氏の提起された奉仕者集団の論理を適用されて、任人集団の奉仕者集団化としてとらえ、さらに在地領主化しつつある階層の庄園領主への奉仕者化を認められたのである。しかしながら官省符庄の任人らの用いた論理は、はたして奉仕者集団のそれであつたらうか。すでに述べたように、かれらの論理は、むしろ庄園領主側をも規制する方向で働いたのであり、そのことが庄園法の形成に有効な作用を及ぼしたと考えられるのである。ここではやはり、官省符庄の任人層を、上横手氏が提起された郡司的土豪の系譜で考えたいと思う。河音能平氏も述べられているように、中世農民は極度に悲惨な状況を強いられていたのであつて、先例の確立へと積極的な対応を示した官省符庄任人層とは明確に区別して考えるべきだからである。しかも木村氏の見解によるならば、官省符庄のこの一連の事件は坂上氏等の如く個別的強縁的に庄園領主側と結びついてゆくか、あるいは集団的に奉仕者化によって結びついてゆくかのちがいにすぎなくなり、究極的には同質の権力志向が働いていたとしてしか評価することができなくなってしまうのである。

なおすでにふれた如く、紀伊国高野山領においては、鎌倉中期以降に数多くの庄官請文が出現し、数十条にもわたる詳細にして具体的な規定をなしているのを見出だすことができる。熱田公氏はこれに関して、在地の構造・現実の

農業経営から遊離した支配制度の維持はどのようにして可能となったのかという問題を提起された際に、庄園支配が在地領主層の権力構造に依拠して行われたことを認められながらも、これらの請文が、悪党対策を中心とするものであり、庄官の高野山への絶対的忠誠を強要したものであると考察されたのであった。<sup>(46)</sup> 確かにこれらの庄官請文は、著名な荒川庄の悪党等の活躍した直後から見出だされるようになり、その点からいっても熱田氏の見解は妥当であると思われるのであるが、庄官請文そのものを見るならば、在地に密着した法もしくは慣例——例えば当事者主義にもとづく検断権の行使、親子契約等——が多数見出だしうるのであって、そのことはやはり、羽下徳彦氏が考察されている<sup>(47)</sup> 如く、庄官層自体が庄園法の担い手であるところから由来するのではないかと思えるのである。なお問題なのは、何故これらの庄官請文に見られる諸規定が、南北朝以降になるや、極めて抽象的な表現に変化してゆくのか、そしてその後には消滅してしまうのかという点である。これらの問題に関しては、今後さらに考察をつづけてゆきたいと思う。

(1) 牧健二『歴史と地理』二三巻四号。なお牧英正教授も、「鎌倉幕府の国家的権力と幕府法の刑罰体系」(法制史学会編『刑罰と国家権力』所収)九一頁以下において、この庄例に言及されている。

(2) 上横手雅敬「武士団成立史の一齣」(『史窓』九号)、「在地領主制の形成と荘園体制」(『日本史研究』三二号)、「私領の特質」(佐藤・石母田編『中世の法と国家』所収)。とくに本稿においては、氏が後にまとめられた『日本中世政治史研究』第一章第一節「武士団の成立」についてののみ取扱うことにする。

木村茂光「荘園領主制の成立と住人集団」(『歴史学研究』三八九号)。

田中文英「荘園制支配の形成と僧団組織」(大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』所収)。

(3) 永承四年十二月二十八日太政官符案(『平安遺文』六七五号)。以下『平安遺文』所収文書は番号のみを記す。なお、今井林太郎「高野山領紀伊国官省符庄」(『研究』三五号)、江頭恒治「高野山領荘園の研究」二八頁以下参照。

(4) 『高野春秋』康平六年二月十八日条。

- (5) 天治二年七月十三日金剛峰寺官省符莊住人解(二〇四三号)。
- (6) 『今昔物語』卷二九、紀伊国晴澄値盗人語第二一。
- (7) 寛治三年五月六日散位坂上経澄解案(二二七一号)。
- (8) 上横手氏前掲書十頁以下。
- (9) 註(5)。
- (10) 高野山検校帳(『高野山文書』七一―一六六一)。
- (11) 註(5)。
- (12) 上横手氏前掲書十一頁以下、江頭氏前掲書一五九頁以下参照。
- (13) 註(5)。
- (14) 大治四年正月十九日金剛峯寺莊住人等解(二二三三号)。
- (15) 久安三年四月日記伊国官省符莊住人等解案(二六一〇号)。
- (16) 仁平二年十一月十四日坂上真澄解(二七七三号)。
- (17) 同。
- (18) 註(15)。
- (19) 田中氏前掲書二六八頁以下参照。
- (20) 上横手氏前掲書第一章第二節「国衙領と職」、永原慶二『日本中世社会構造の研究』第二「荘園制における職の性格」、とくに二「職の発生」を参照。
- (21) 註(7)。
- (22) 木村氏前掲書三三二頁以下。
- (23) 丹生谷哲一「在地刀禰の形成と歴史的位置」(大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』所収)二二二頁以下。
- (24) 木村氏前掲書三三二頁以下。
- (25) 田中氏前掲書二六二頁以下。
- (26) 平治元年十二月日金剛峯寺所司等下文(三〇四四号)。

中世初期高野山領官省符庄における庄園法の形成

- (27) 田中氏前掲書二六三頁。
- (28) 元久元年七月日(一四七〇号)。
- (29) 『高野山文書』七等を参照。なお江頭氏前掲書所収「紀伊国神野・真国荘の研究」一八七頁以下に、一部その解説がある。
- (30) 久安五年十二月二五日法蓮荒野野処分状案(補七七号)。
- (31) (一四二二号)。
- (32) 前掲「高野山檢校帳」、『紀伊統風土記』四「山王檢校次第之一」参照。
- (33) 大伝法院と金剛峯寺との抗争に関しては、『興教大師伝記史料全集』二に詳細が記されている。
- (34) 『紀伊統風土記』四「高僧行状部」、『高野春秋』天仁元年十月朔条等参照。但し、『高野春秋』天喜四年三月日条には、良禪は伊都郡相賀庄産となっている。
- (35) (四三三七号)。
- (36) 関口恒雄「中世前期の民衆と村落」(岩波講座日本歴史中世Ⅰ所収)一四二頁。
- (37) 但し、高野山領においては「田堵」という名称はまれで、通常は「地主」と称されていることが多い。
- (38) (補二〇五号)。
- (39) 永治二年三月十三日紀伊国密厳院政所下文案(二四六〇号)。
- (40) 長承二年二月日覺鑿下文案(補二〇七号)、以上の大伝法院領の特色は、覺鑿の個人的性格や大伝法院領の特殊性に帰すよりも、この時期の高野山領全般にわたって観察しようと思える。
- (41) 秋宗康子「保証刀禰について」(『史林』四四卷四号)。
- (42) 奥野中彦「在地刀禰の形成と展開」(『歴史学研究』三六二二号)、「平安時代における荘田田堵の荘住人化過程」(『歴史学研究』三四四号)。
- (43) 秋宗氏前掲書十七頁。
- (44) 黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」(『日本中世封建制論』所収)、とくに一〇六頁以下を参照。
- (45) 河音能平「中世社会成立期の農民問題」(『中世封建制成立史論』所収)。
- (46) 熱田公「室町時代の高野山領庄園について」(『ヒストリア』二四号)三八頁以下。
- (47) 羽下徳彦「領主支配と法」(岩波講座日本歴史中世Ⅰ)一九七頁以下。